3 優良事業所認定制度及び表彰

京都市では、事業者の2R※活動及び分別・リサイクル活動の取組意欲を増進するとともに、本市全体の更なるごみ減量に向けた機運を醸成するため、事業系廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる市内事業所を**「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」**に認定しています。当該優良事業所には、認定証や優良事業所バナーを交付するとともに、本市ホームページにおいて事業所名を掲載します。

また、当該優良事業所の中から、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を**「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」**として、年度ごとに表彰しています。表彰者には、賞状・みやこ杣木製銘板の授与、優良賞バナーを交付するとともに、取組内容について、本市広報媒体（京都市情報館、こごみネット、ごみゅにけーしょん等）で紹介します。

※2Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）の頭文字をとった言葉です。具体的には、原材料の効率的な使用、長寿命製品やリサイクルしやすい製品の設計、使い捨てプラスチックや食品ロスの削減、修理サービスといった「リデュース」、シェアリングサービス、中古品の販売・利用といった「リユース」のことを指します。

認定基準や申請様式はこちら
https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000311972.html

4 問合せ

1 このガイドラインに関すること

- **京都市ごみ搬入手数料改定周知啓発コールセンター**
  電　話：0120-863-023　午前8時45分～午後5時半（土日祝除く。）
- 電話がつながらない場合
  京都市環境政策局　循環型社会推進部　資源循環推進課　事業ごみ担当
  電　話：075-222-3948　　ＦＡＸ：075-213-0453

2 許可業者に関すること

- 京都市環境政策局　循環型社会推進部　廃棄物指導課
  電　話：075-222-3957　　ＦＡＸ：075-221-6550
- 京都環境事業協同組合
  電　話：075-691-5516

廃棄物の適正処理についてもっと知りたい方はこちら
「廃棄物の適正処理ガイドブック」

発行：京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
TEL：075−222−3948　FAX：075−213−0453
令和5年10月　京都市印刷物　第054643号

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

京都市 CITY OF KYOTO

事業系一般廃棄物 排出事業者と許可業者の契約に係る留意事項 ガイドライン

京都市では、事業活動に伴って生じるごみのうち、「事業系一般廃棄物」※を業者収集により排出する際に、事業者の皆様にお支払いいただいている「ごみ搬入手数料」（以下「手数料」といいます。）を改定（令和7年4月1日～）します。

この度、事業者の皆様に、ごみの排出量やその処理費用を知り、負担意識やごみへの関心を持っていただくとともに、「排出事業者責任」の考え方に基づく、手数料の適切な負担について御理解いただくため、**「排出事業者」として知っておくべき事項や、「許可業者」との契約の際の留意事項等**をまとめましたので、手数料改定に伴う契約更改の際等に御活用ください。

※事業活動に伴って生じた廃棄物で、「産業廃棄物」以外のもの

1 業者収集「ごみ搬入手数料」の改定

皆様の御理解・御協力をお願いします

- 京都市では、「事業系一般廃棄物」について、京都市の処理施設（各クリーンセンター）で受け入れる際に、ごみを排出する事業者（以下「排出事業者」といいます。）の皆様に、**許可業者※を通じて**手数料をお支払いいただいています。
  ※京都市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者
- 市民・事業者の皆様の御理解と御協力のもと、ごみの減量にあわせて経費の削減を進め、**ごみの処理費用は100kg当たり約2,000円まで削減**してきましたが、現在、この処理費用を手数料だけではまかないきれず、**差額を公費で負担**しています。
- このような状況を踏まえ、**「排出事業者責任」**に基づき手数料の適正化を図るとともに、更なるごみの減量や民間リサイクルを推進するため、以下のとおり手数料を改定します。

現　行	令和７年４月１日から
100kgまでごとに 1,000円	10kgまでごとに 150円 （マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに75円） ※100kgの場合 1,500円

2 「排出事業者」として知っておくべき事項及び「許可業者」との契約の際の留意事項

廃棄物の排出抑制、適正な分別、収集運搬、処理等を定める「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（いわゆる「廃棄物処理法」）では、事業者は**自らの事業活動に伴って生じたごみ（事業系廃棄物）については、自らの責任において適正に処理しなければならず、ごみの再生利用を積極的に推進することで、その減量に努めなければならない**こととされています（第3条ほか。**「排出事業者責任」**）。この「排出事業者責任」の考え方のもと、事業者には、主に以下のことが求められています。

1 事業者によるごみの発生抑制、適正な分別及びごみ量の把握

ポイント 1 ごみの発生を抑制したうえで、一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクル可能なものを分別し、できるものはリサイクルしましょう。

ポイント 2 ごみ量の把握に努めましょう。

- 事業者は、モノの生産・消費・使用の各段階において、ごみをなるべく出さず（リデュース（発生抑制）及びリユース（再使用））、できるだけ資源としてリサイクルしたうえで、それでも廃棄せざるをえない場合、**「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」を正しく分別し、排出しなければなりません。**

ごみの分別についての詳細はこちらから
※P8のごみ分別表を御覧ください

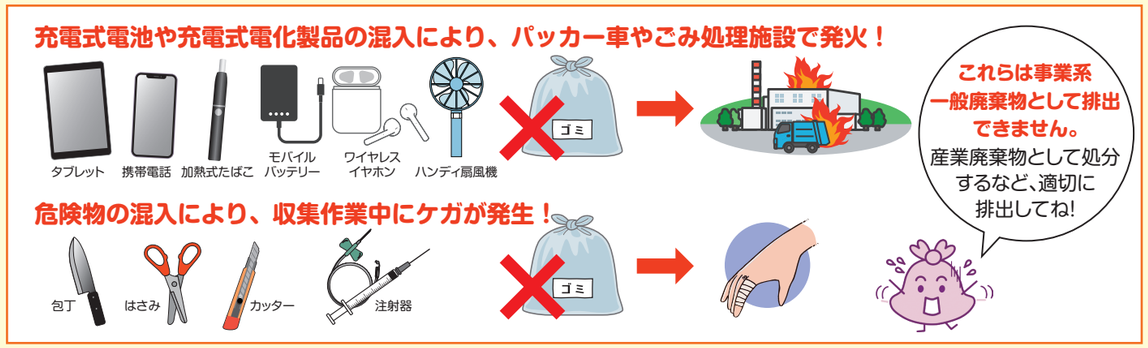

- 持続可能な循環型社会の実現に向けては、更なるごみの減量が必要です。ごみの減量には、ごみ量の「見える化」が効果的であることから、**事業者自らが、排出するごみ量の把握に努めてください。**ごみの減量に取り組むことで、環境負荷の低減だけでなく、経費節減や事業所のイメージアップにもつながります。
- 事業者の従業員が事業活動に関して廃棄物処理法に違反する行為を行った場合、その**従業員だけでなく、事業者にも厳しい罰則が科される場合があります。**

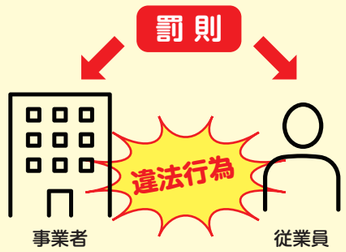

- 「事業系廃棄物」を「家庭ごみ」として排出すること（家庭ごみとして地域の集積所に排出することなど）は**違法行為（不法投棄）となりますので、絶対にしてはいけません。**

罰則の内容 ● 5年以下の懲役 ● 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

2 許可業者への委託（事業系一般廃棄物）

ポイント 3 京都市の許可を受けた業者（「許可業者」）に処理を委託しましょう。

- 事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、京都市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（「許可業者」）に委託しなければなりません。
  無許可業者に委託することは、違法（委託基準違反）となり、事業者に厳しい罰則が科されます。

- 委託契約に当たっては、排出されるごみの種類と量を確認したうえで、許可業者と相談し、収集の頻度、方法、料金等について決定し、契約しましょう。

3 排出事業者による手数料の適切な負担（事業系一般廃棄物）

ポイント 4 排出事業者が適切に手数料を負担しましょう。

ポイント 5 手数料改定に係る具体的な契約料金は、契約業者に相談しましょう。

- 排出事業者の皆様が、事業系一般廃棄物の収集運搬を許可業者に委託する際、許可業者に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」（人件費や燃料費等含む）だけでなく、京都市がごみを処理（焼却～埋立）するための「手数料」が含まれています。
  この手数料については、許可業者を通じて間接的に市に納入されていますが、本来、**「排出事業者責任」の考え方に基づき、排出事業者に負担いただくべきものです。**
- 手数料改定に係る契約更改に当たっては、自らが排出するごみの種類と量や回収希望頻度などを、許可業者に伝えて契約しましょう。
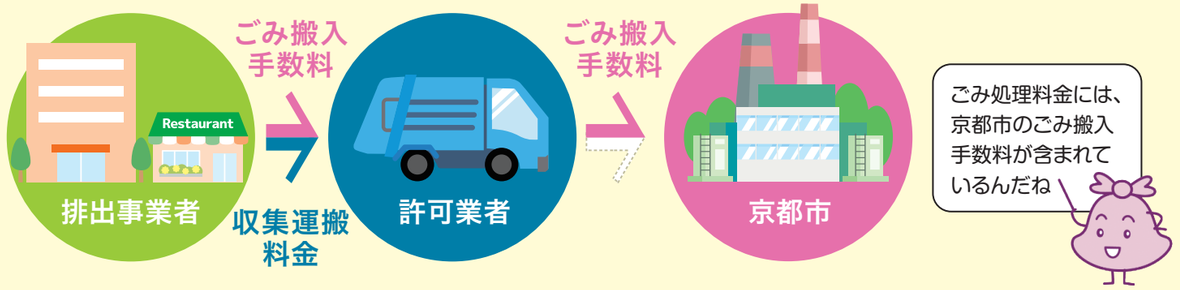
ごみ処理料金 ＝ **収集運搬料金** ＋ **ごみ搬入手数料**